

丹南広域公共交通機関運賃助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、丹南圏域における公共交通機関の利用促進を図るため、丹南広域公共交通機関活性化協議会（以下「協議会」という。）が丹南広域公共交通機関運賃助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、福井県丹南広域組合財務規則（平成2年福井県丹南広域組合規則第5号）の規定に基づき、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号）の例によるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 協議会会長（以下「会長」という。）は、丹南圏域内の団体で次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内において公共交通機関の利用に係る助成金を交付するものとする。ただし、市町の予算で行う事業については対象外とする。

- (1) 小学校、保育所（園）、こども園及び幼稚園
- (2) 児童館、子ども会など5人以上の児童で構成される団体
- (3) 丹南圏域に住所を有する5人以上の高齢者又は障害者で構成される団体
なお、高齢者は65歳以上の者、障害者は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者をいう。

(助成対象経費)

第3条 この要綱における助成対象経費は、学習等で前条各号に掲げる者及びその引率者が利用する福井鉄道福武線の鉄道運賃、福井鉄道路線バス運賃及び丹南圏域内コミュニティバス運賃とする。ただし、運賃が他の助成制度の対象となる場合は、当該助成制度を受けた残りの運賃とする。なお、利用する福井鉄道福武線及び福井鉄道路線バスは、丹南圏域内の区間を含むこととする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の10分の10以内の額とする。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、事業を実施する前に、助成金交付申請書（様式第1号）に実施計画書を添付して、会長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定により、助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容の審査を行い、交付の可否及び交付する場合は、助成金額を決定し、助成金交付指令書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 助成金を交付する優先順位は、助成金交付申請を受け付けた順とする。

3 会長は、助成金を交付しないことに決定したときは、その旨及び理由を助成金不交付（交付取消）決定通知書（様式第3号）により速やかに当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条第1項の規定による助成金の交付の決定を受けた者は、助成の対象となる事業が完了したときは、速やかに助成金実績報告書(様式第4号)に参加者名簿を添付して、会長に提出しなければならない。

(助成金等の額の確定及び通知)

第8条 会長は、前条の規定による助成金実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る助成事業等の成果が助成金等の交付の決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金等の額を確定し、助成金確定通知書(様式第5号)により当該事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成金の交付の請求は、前条の規定による助成金の額の確定通知を受けた後に、助成金交付通知書(様式第6号)を会長に提出して行わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

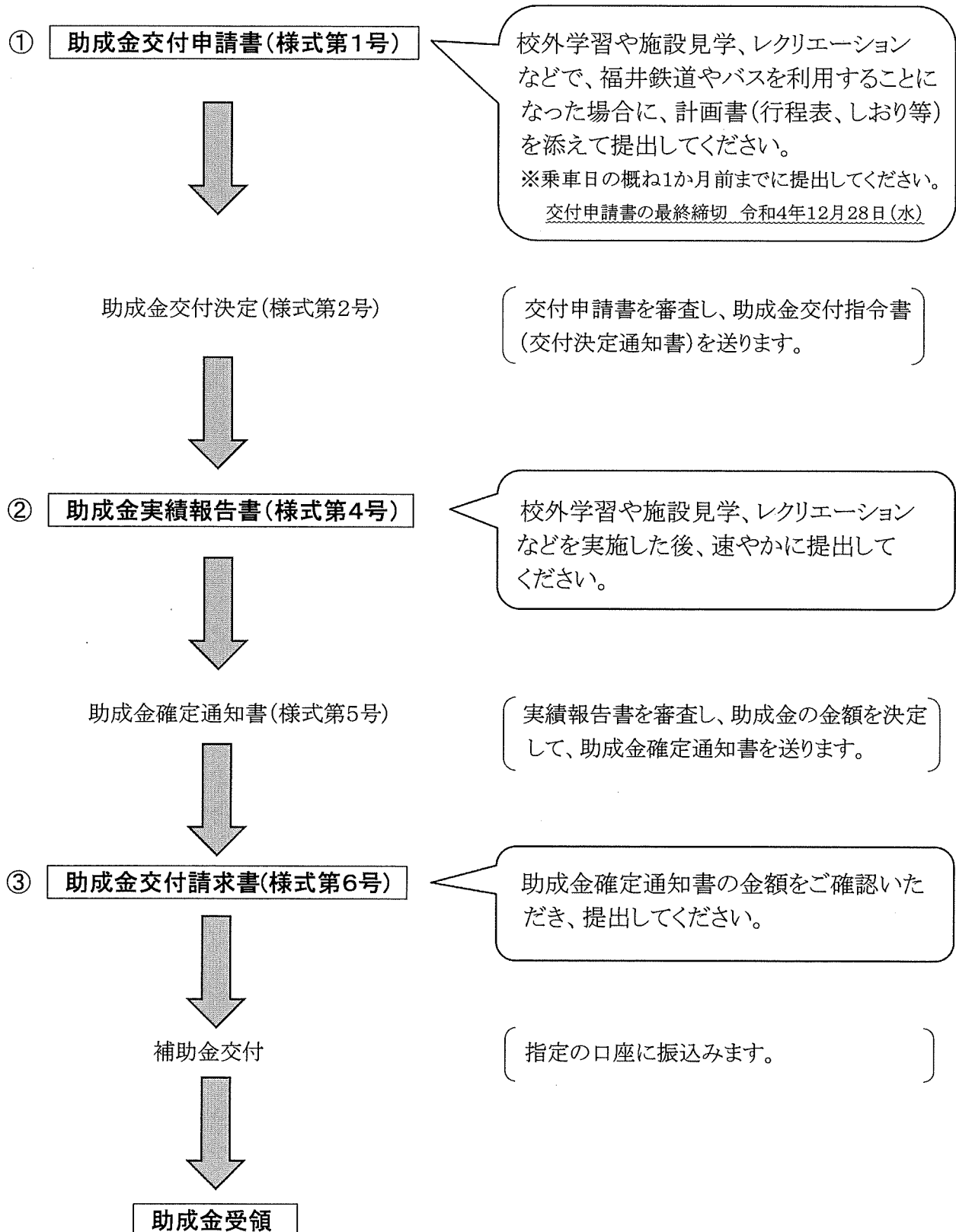
附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

◇丹南広域公共交通機関運賃助成金申請手続きの流れ

下記①②③の書類を順に提出してください。(メール、Faxによる提出も可能です)



丹南広域公共交通機関活性化協議会会長 様

住所
 申請者 団体名
 代表者
 (担当者名
 連絡先電話番号)

助成金交付申請書

丹南広域公共交通機関運賃助成金の交付を受けたいので、丹南広域公共交通機関運賃助成事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり助成金の交付申請をします。

1 助成事業の名称 丹南広域公共交通機関運賃助成事業

2 助成金交付申請額 金 円

3 助成事業の内容

内 容	
日 時	令和 年 月 日 時から 時
行 き 先	
参加者数	_____人 (うち、児童・園児・高齢者・障害者 _____人)

4 助成事業の経費

利用区間	福井鉄道福武線 _____ 駅から _____ 駅まで
	福井鉄道路線バス _____ から _____ まで
	丹南圏域内コミュニティバス _____ から _____ まで
	片道 ・ 往復
助成対象経費	大人 _____ 円 × _____ 人 = _____ 円
	小人 _____ 円 × _____ 人 = _____ 円
	合計 _____ 円

5 添付書類 助成事業の実施計画書 (事業の内容が分かる書類)

様式第2号(第6条関係)

丹 広 公 第 号
令 和 年 月 日

住 所
団体名
代表者 様

丹南広域公共交通機関活性化協議会
会長 印

助成金交付指令書(助成金交付決定通知書)

令和 年 月 日付けで申請のあった丹南広域公共交通機関運賃助成金の交付については、丹南広域公共交通機関運賃助成事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 この助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)及びその内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった助成金交付申請書のとおりとする。
- 2 助成事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとする。

助成事業に要する経費	円
助成金の額	円
- 3 交付の条件は、次のとおりである。
 - (1) 助成事業の内容又は経費の配分の変更(会長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、会長の承認を受けること。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、会長の承認を受けること。
 - (3) 助成事業が予定期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告して指示を受けること。
- 4 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に補助金等が交付されている場合であっても、補助金等を返還しなければならない。
 - (1) 補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (2) 規則その他関係規程及び交付の条件並びにこれらに基づく会長の指示に違反したとき。

様式第3号(第6条関係)

丹 広 公 第 号
令 和 年 月 日

住 所
団体名
代表者

様

丹南広域公共交通機関活性化協議会
会長 印

助成金不交付（交付取消）決定通知書

令和 年 月 日付け丹南広域公共交通機関運賃助成金交付申請（令和 年 月 日付け第 号により交付を決定した助成金）については、次の理由により交付しない（交付を取り消す）ことに決定したので、丹南広域公共交通機関運賃助成事業実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

（既に交付した助成金 円を令和 年 月 日までに返還してください。）

不交付（交付取消し）の理由

（交付取消額）

様式第4号(第7条関係)

令和 年 月 日

丹南広域公共交通機関活性化協議会会長 様

住 所
申請者 団体名
代表者

助成金実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた丹南広域公共交通機関運賃助成金について、その事業が完了したので、丹南広域公共交通機関運賃助成事業実施要綱第7条の規定により、次のとおりその実績を報告します。

- 1 助成事業の名称 丹南広域公共交通機関運賃助成事業
- 2 助成事業の交付決額 金 円

3 助成事業の内容

内 容	
日 時	令和 年 月 日 時から 時
行 き 先	
参加者数	_____人 (うち、児童・園児・高齢者・障害者 _____人)

4 助成事業の経費

利用区間	福井鉄道福武線 _____ 駅から _____ 駅まで
	福井鉄道路線バス _____ から _____ まで
	丹南圏域内コミュニティバス _____ から _____ まで
	片道 ・ 往復
助成対象経費	大人 _____ 円 × _____ 人 = _____ 円
	小人 _____ 円 × _____ 人 = _____ 円
	合計 _____ 円

様式第5号(第8条関係)

丹 広 公 第 号
令 和 年 月 日

住 所
団体名
代表者

様

丹南広域公共交通機関活性化協議会
会長 ⑩

助成金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった丹南広域公共交通機関運賃助成金について、次のとおり助成金の額を確定したので、丹南広域公共交通機関運賃助成事業実施要綱第8条の規定により通知します。

交付決定年月日	令和 年 月 日
交付決定番号	丹 広 公 第 号
助成事業の名称	丹南広域公共交通機関運賃助成事業
助成金の交付決定額	金 円
助成事業の経費精算額	金 円
助成金の交付確定額	金 円

様式第6号(第9条関係)

令和 年 月 日

丹南広域公共交通機関活性化協議会会長 様

住 所
申請者 団体名
代表者

助成金交付請求書

令和 年 月 日付け第 号で助成金の交付確定通知のあった次の助成金について、丹南広域公共交通機関運賃助成事業実施要綱第9条の規定により助成金の交付を請求します。

交付請求額 _____ 金 円

振込口座

金融機関名	銀行・金庫 農協	本店・支店 支店・出張所
口座番号	普通 ・ 当座	
(フリガナ) 口座名義		

発行責任者
連絡先
担当者
連絡先